

ナチスの法律家とその過去の克服

1947年ニュルンベルク法律家裁判の意義

本 田 稔*

目 次

- 一 問題の所在
- 二 ニュルンベルク裁判の法的基礎
- 三 ニュルンベルク法律家裁判の内容
- 四 ニュルンベルク法律家裁判のその後
- 五 残された課題

一 問題の所在

ナチス崩壊後、1945年11月から1年余りに渡り、第2次世界大戦の連合国4ヶ国によってナチス党の幹部らを裁く裁判が行われた。いわゆるニュルンベルク国際軍事裁判がそれである。そこでは、平和に対する犯罪、戦争犯罪、人道に対する罪を犯したかどで、ヘルマン・ゲーリング、ヨアヒム・フォン・リッペントロップ、ヴィルヘルム・カイテルなど24人のナチ党、政府または国防軍の幹部が裁かれ、12人に死刑の判決が言い渡された¹⁾。それは、第3帝国による植民地主義と侵略戦争、異民族の迫害と虐殺、ホロコーストと「安楽死」などの人類史上未曾有の犯罪の原因と責任を究明し、その忌まわしい過去を清算し、克服するための象徴的な裁判であった。

しかし、12年間におよぶナチスの犯罪は、彼らナチ党の幹部だけによっ

* ほんだ・みのる 立命館大学教授

て実行されたわけではない。もちろん、侵略戦争やユダヤ人、ポーランド人に対するホロコーストなどの最終的な責任は、自殺ゆえに訴追を免れたヒトラーをはじめとした主要戦争犯罪人（Hauptkriegsverbrecher）にあることは明らかである。しかし、それが無数の協力によって支えられていたこともまた事実である。1933年3月の総選挙においてナチ党に投票し、その躍進を拍手喝采で迎えた多くの「普通のドイツ人」。子どものヒトラー・ユーゲントへの加入を積極的に推奨し、それを名誉とした親たち。ナチスの党綱領の支柱であった国家社会主義の世界観とイデオロギーを「実証」した研究者。その学説を説いて科学を否定し、歪んだ歴史の神話で子ども達を洗脳した教育者。高度で精緻な知識と技術を用いてナチスの不法体制を専門的に支えた官僚や知識人。ナチス党の財政的後ろ盾となった銀行家やコンツェルンの代表者等々。ナチスの主要戦争犯罪人は、このような人々の支持と協力なしに、不法を拡大再生産する国家的メカニズムを機動させることはできなかったであろう²⁾。人々は、その社会的地位や職業を通じて、不法な体制を支え、ナチスの犯罪に関与したのである。そのなかには、自らの利益のためにナチスを利用した者もいたであろうし、また協力することが自己に期待されているがゆえに、それを自発的に全うした者もいたであろう。あるいはそれに不本意ながら協力せざるをえなかった者もいたに違いない。その意味において、ナチスの犯罪への関与の度合いやその軽重には差があり、全てを同じよう論ずることはできない。

しかしながら、関与の度合いと軽重に差があろうとも、それに関与した者はそれに応じた責任を免れることはできない。カール・ヤスパースが『責任の問題』のなかで指摘したように³⁾、ナチスの犯罪への支持と協力は「罪」であり、刑事責任、政治責任、道徳責任または形而上的責任という4種の責任のいずれかが問われねばならない。ナチスの不法体制を法律の外皮で覆い、それに正当性を付与した司法官僚は、その法律によって惹き起こされた不法に責任をとらねばならない。その法律の形をした不法を適用した検察官や裁判官もまた同様に責任を負わねばならない。このよう

なナチスの不法に関与した法律家を断罪したのが、いわゆるニュルンベルク法律家裁判であった。小論の目的は、この裁判の内容を確認しながら、その歴史的な意味を明らかにするにある。

二 ニュルンベルク裁判の法的基礎

(1) ニュルンベルク国際軍事裁判

1945年5月8日、6年間に渡ってヨーロッパ全土を覆った戦争がドイツの無条件降伏によって終結し、ヒトラーに率いられた第3帝国が崩壊した。これを契機に、連合国を中心に国際的な平和の秩序を回復するための作業が本格的に開始された。

1943年10月30日、英米ソ3ヶ国の外相会談がモスクワで開催され、その合意として「ドイツの残虐行為に関する宣言」（モスクワ宣言）がまとめられた⁴⁾。そこでは、ドイツにはそれがヨーロッパの被占領諸国において行っている残虐行為と犯罪に対して責任を有していること、そしてそれに任意に関与したドイツ軍将兵とナチ党員は主要戦争犯罪人として処罰されるべきことが確認された。さらに、個々の被疑者・被告人は、被占領諸国がナチスの支配から解放された後、当該国の既存の法律ないし新たに成立した政府のもとで制定された法律によって裁判にかけられ、被疑者が残虐行為と行為地国にいない場合には所在国から当該国に送還されるべきことが確認された。ただし、犯罪の行為地国が地理的に限定されない場合、つまり犯罪が国境をまたがって行われ、あるいはヨーロッパ全土において行われた場合については、その被疑者・被告人の裁判は、連合国の共同決定に委ねられるべきこととされた。それゆえ、残虐行為と犯罪を諸国間にまたがって、またヨーロッパ全土において行った主要戦争犯罪人を処罰すべきことを連合国が共同決定した場合、特別の裁判所、すなわち国際軍事裁判所を設立することが取り決められた。

連合国は、1943年12月のテヘラン会談において、第2次世界大戦の終結

後のドイツの戦後処理の基本方針として「4つのD」、すなわち非軍事化(Demilitarization)、非集中化(Decentralization)、民主化(Democratization)、非ナチ化(Denazification)を掲げた。「非ナチ化」とは、広義においてはドイツにおけるナチスの支配とその基盤を除去し、その再生に抗するための全ての措置を指し、狭義においてはナチスの指導者や活動家またその受益者を政治、経済、教育、文化などの社会的公共部門から追放する措置を意味するが、ナチスの主要戦争犯罪人の追及は、この広義の「非ナチ化」の中心的な課題であった⁵⁾。

連合国4ヶ国は、「モスクワ宣言」とテヘラン会談の合意内容を受けて、1945年8月8日、ヨーロッパ枢軸国の主要戦争犯罪人を訴追し、処罰するための協定を締結し(「ロンドン協定」)⁶⁾、それを実施するために、ドイツ管理委員会と協議の上で国際軍事裁判所を設立することを取り決め(1条)、それを踏まえて「国際軍事裁判所規約」⁷⁾を定めた。規約は、ロンドン協定に基づいて、ヨーロッパ枢軸国の主要戦争犯罪人を公正かつ迅速に審理し、かつ処罰するために国際軍事裁判所を設立すること(1条)、ヨーロッパ枢軸国のために個人または組織の一員として犯罪を犯した者を裁判にかけ、かつ処罰する権限を国際軍事裁判所に付与することを定めた。そして、個人責任が追及される対象として以下の犯罪が類型化され(4条)、国際軍事裁判所は有罪の認定を受けた行為に関連して「その被告人が所属する集団または組織を犯罪的組織と宣言することができる」とされた(9条)。訴追対象とされた犯罪類型とは、平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪であり、それは次のように規定された。

(a) 平和に対する罪(Verbrechen gegen den Frieden)とは、侵略戦争もしくは国際条約、協定または誓約に違反した戦争を計画、準備、開始もしくは遂行し、またはこれらの行為のいずれかを遂行する目的で行われた共通の計画もしくは共同謀議に参加することである。(b) 戦争犯罪(Kriegsverbrechen)とは、戦時国際法または戦時国際慣習法に対する違反である。それには、占領地所属もしくは占領地内の民間人の殺害、虐待

もしくは奴隷労働またはその他の目的のための追放，捕虜もしくは海上における人の殺害もしくは虐待，人質の殺害，公私の財産の略奪，都市町村の恣意的な破壊もしくは軍事的必要により正当化されない荒廃化を含む。ただし，これらに限定されるものではない。そして（c）人道に対する罪（Verbrechen gegen die Menschlichkeit）とは，戦前もしくは戦争時にすべての民間人に対して行われた殺人，殲滅，奴隷化，追放およびその他の非人道的行為または犯罪行為地の国内法に違反しているか否かを問わず，本裁判所の管轄に属する犯罪の遂行のために，もしくはこれに関連して行われた政治的，人種的もしくは宗教的理由に基づく迫害行為である。さらに，「上記犯罪のいずれかを実行する共通の計画または共同謀議の立案または実行に参加した指導者，組織者，教唆者および共犯者は，何人によって行われたかを問わず，その計画の遂行上行われたすべての行為につき責任を有する」と定められた。

国際軍事裁判所規約に基づいて起訴されたのは，第3帝国時代のナチ党・国家・軍組織・経済界の24人と6つの集団および組織であった（ヒトラー，ヒムラー，ゲッペルスは死亡を理由に不起訴）。その訴因は，(1) 平和に対する犯罪の計画または共同謀議に関与したこと，(2) 侵略戦争を準備，開始および遂行することに関与したこと，(3) 戦争犯罪（戦時国際法，特にハーグ条約とジュネーブ協定に違反した犯罪）を行ったこと，(4) 人道に対する罪を行ったことの4点に集約された⁸⁾。ナチ党労働戦線責任者のローベルト・レイは，第1回公判が開始される直前に拘置所の独房で首を吊ったため，軍事法廷に出廷した被告人は23人であった。犯罪的組織として指弾されたのは，ナチ突撃隊（SA），ナチ親衛隊（SS），陸軍参謀本部・国防軍統合司令部（OKW），内閣，ナチ党幹部会，秘密国家警察（Gestapo）と同保安部（SD）であった。国際軍事裁判は，1945年11月14日から1946年10月1日にかけてニュルンベルクで行われ，起訴された23人のうち12人に死刑，3人に終身刑，4人に有期刑，3人に無罪が言い渡された。ヨーロッパ屈指の兵器産業の代表であったグスタフ・クルupp・

フォン・ボーレン＝ハルバッハには、脳卒中後の認知症を理由に免訴の判決が言い渡された。犯罪的組織であると断罪されたのは、ナチ親衛隊、秘密国家警察・保安部およびナチ党幹部会であった。この判決に対して、ソ連裁判官からは、終身刑が言い渡されたルドルフ・ヘス(ナチ党総統代理)には死刑が相当であり、また犯罪的組織に該当しないと判断された3つの団体(ナチ突撃隊、陸軍参謀本部・国防統合司令部、内閣)もまた犯罪的組織に該当するとの主張がなされた⁹⁾。連合国4ヶ国の間において個別の点に関して見解の相違が見られたものの、これによってモスクワ宣言、ロンドン協定および国際軍事裁判所規約にある「ヨーロッパ枢軸国の主要戦争犯罪人を公正かつ迅速に審理し、処罰する目的」が実行に移された。

(2) 継続裁判

管理委員会法第10号

1945年12月20日、ドイツ管理委員会は、モスクワ宣言とロンドン協定をさらに実行に移し、戦争犯罪人またはその他の犯罪人を刑事訴追するための統一的な法的基礎を確立するために、管理委員会法第10号「戦争犯罪、平和に対する罪または人道に対する罪に責任ある者の処罰」を定めた¹⁰⁾。それは、2条1項において「犯罪に該当するのは、以下の構成要件のそれぞれである」として4つの構成要件を定め、3条2項で「地区司令官は、この法律における犯罪に対して有責な者を弾劾する裁判所ならびにその際に適用されるべき手続規則を地区に与えることを決定する」として、個々の占領地区司令官に戦争犯罪人を訴追する地区固有の裁判権を付与した。管理委員会法第10号2条1項に定められた4つの構成要件とは、次のようなものであった。

- (a) 平和に対する罪 他国への侵略と国際法および国際条約に違反した侵略戦争である。それには、国際条約、協定もしくは暫約に違反した戦争の計画、準備、開始もしくは遂行またはこれらの行為のいずれかを遂行する目的で行われた共同の計画もしくは共同謀議への関与な

ど上記の構成要件に該当しないものも含まれる。

- (b) 戦争犯罪 戦時国際法もしくは戦時国際慣習法に違反して行われた生命、身体もしくは財産に対する暴力行為または侵害行為である。それには、謀殺、被占領地域の民間人の虐待、強制労働もしくはその他の目的から行われた拉致、海上における捕虜もしくは人の謀殺もしくは虐待、人質の殺害、公的財産もしくは私有財産の略奪、安易な動機による都市もしくは国の破壊または軍事的必要性によって正当化されない国土の荒廃など上記の構成要件に該当しないものも含まれる。
- (c) 人道に対する罪 暴力行為および侵害行為である。それには、謀殺、絶滅、奴隷化、強制的拉致、自由剥奪、拷問、強姦または民間人に対する他の非人間的行為、すなわち政治的、人種的または宗教的理由による迫害など上記の構成要件に該当しないものも含まれる。それらが行われた国の国内法に反しているか否かは問われない。
- (d) 国際軍事裁判所によって犯罪的な性格が確認された犯罪者団体または組織への所属。

そして、これらの犯罪に対する法律効果として、死刑、無期または有期の自由刑（強制労働を伴わないものもある）、罰金刑、財産剥奪、不当に得られた財産の返還、市民権の全面的ないし部分的剥奪が定められた（2条3項）。

ドイツ管理委員会が同法第10号を制定したのは、ドイツの非ナチ化の目的はニュルンベルク国際軍事裁判だけでは十分ではなく、追及されるべき大小の戦争犯罪人が依然として存在し、それを訴追・処罰することなしに非ナチ化の最終的な目的を達成できないと判断したからである。国際軍事裁判は、戦後直後の急変する情勢のなかで、迅速に判決を言い渡す必要があったため、検察官も裁判官も押収された膨大な量の証拠資料を精査し、それに基づいてナチスの犯罪の全貌を正確に認識・理解する物理的条件がなかった。もし条件が許したならば、ゲーリングなどのいわゆる主要戦争犯罪人以外にも、ナチスの犯罪に関与した者の個人責任が同じ裁判で追及

されたに違いない。また裁判が終了しようとも、連合国がそのような人物を突き止め、それを処罰すべきことを共同して決定した場合には、あらためて国際軍事裁判を開廷することも不可能ではなかった。しかし、連合国がドイツ社会の非ナチ化を推進するために証拠資料を精査すればするほど、リストアップされる戦争犯罪の被疑者が増加し、それらを一括して訴追し、審理することは現実には困難であった。また、ニュルンベルク国際軍事裁判の審理において意見の食い違いが現れたことから推察されるように、連合国の間においても非ナチ化の基本方針の具体化をめぐる、とりわけナチスを支えた金融・産業界の重要関係者の訴追に対しては「温度差」があり、それが「冷戦」のなかで表出し始めていた。また、それはその後のナチス犯罪の追及にも影を落とすことになった。

アメリカ政財界の有力者たちは、1945年4月、ローズヴェルト大統領の死後、ドイツを対共産主義の防壁にするために「ドイツの再建・再軍備」を決議し、ポツダム協定の実施を返上することを確認した。ドイツ産業界の側においても、「冷戦」は自己の無力化を回避する好機として位置付けられ、財界の代表であったアルノルト・レヒベルクは、1945年10月、ポツダム協定の返上と反共産主義の路線の上に立って「ドイツ経済の救済」計画を発表した。彼は、アメリカ占領地区軍政府に対して、米・英がドイツ資本主義との協力関係を築くことなくソ連と対抗することは不可能であり、その関係を構築するためには、勾留されまたは地位を剥奪されたドイツ産業界の実力者に恩赦を与え、彼等を従前の身分に復帰させるべきであると主張した。アメリカの首席検事ロバート・H・ジャクソンは、このような情勢のなかで、1946年5月、トルーマン大統領に対して、ドイツ産業界の戦争犯罪人を国際軍事裁判にかけるならば、アメリカの軍事戦略を計画するにあたってドイツ産業界の協力を得ることが困難になりかねないとの懸念を表明し、産業界の戦争犯罪人の追及は連合国4ヶ国による国際軍事裁判ではなく、占領地区の非ナチ化プログラムにおいて行うべきことを進言した。アメリカ政府は、1947年1月、英・仏・ソの3ヶ国に対して覚書を

送付し、4ヶ国の検察官がドイツ産業界の戦争犯罪人を国際軍事裁判にかけるために協議を行うことに異議を唱え、産業界の犯罪人については各々の占領地区の裁判所で追及すべきであるとの提案を行った。このような事情から、4ヶ国共同の国際軍事裁判による戦争犯罪人の継続的な追及は断絶せざるをえなかった¹¹⁾。

とはいうものの、国際的な世論の注目と関心が高まるなかで、主要戦争犯罪人以外の戦犯の追及を中止することはできなかった。それゆえ、管理委員会法第10号は国際軍事裁判所規約に定められたのと同様の犯罪規定を設け、それを裁くための裁判所を占領地区毎に設立することを認めたのである。その限りにおいて、管理委員会法第10号には、ナチスの戦争犯罪人を国際軍事裁判以外の方法で継続的に追及するための受け皿として機能することが期待された。

12の継続裁判

1946年10月24日、アメリカ占領地区軍政府は、管理委員会法第10号3条2項に基づいて、第7司令官令「軍事裁判所の構成と管轄」を公布した¹²⁾。それは、「本命令の目的は軍事裁判所の設立である。この裁判所は、管理委員会法第10号2条において犯罪として特徴づけられた可罰的行為を行ったかどで、またはその犯罪を実行することを申し合わせたかどで起訴された者に対する弾劾と処罰を管轄する」と定め、審理される犯罪の内容と被告人の属性などに応じて12の事案に分類し、それを審理する軍事裁判所を設立した。これらは、「断絶」した国際軍事裁判の目的を引き継いでいることから「継続裁判」(Nachfolgeprozesse)と称されている。12の裁判とは次のものであった¹³⁾。

・第1号事件 医師裁判

事案の内容は、「強制収容所における残虐な人体実験」であり、医師(20人。そのうち女医1人)、法律家(1人)、行政専門官(2人)の23人が起訴された。7人に死刑、5人に終身刑、4人の有期刑、7人に無罪の判決が言い渡された。

• 第2号事件 空軍元帥エドアルト・ミルヒ裁判

事案の内容は、「ミルヒ空軍元帥（航空省次官）による強制労働計画への関与」であり、起訴されたのはミルヒ1人であった。彼には終身刑の判決が言い渡された。

• 第3号事件 法律家裁判

事案の内容は、「司法官僚・裁判官・検察官による司法殺人」であり、16人の法律家が起訴された（1人は自殺し、1人は重病を理由に免訴された）。4人に終身刑、6人に有期刑、4人に無罪の判決が言い渡された。

• 第4号事件 親衛隊経済管理総局裁判

事案の内容は、「オズヴァルト・ポールと親衛隊経済管理総局の構成員による強制収容所の管理と大量虐殺」であり、18人（親衛隊幹部）が起訴された。3人に死刑、3人に終身刑、9人に有期刑、3人に無罪の判決が言い渡された。

• 第5号事件 フリック・コンツェルン裁判

事案の内容は、「フリック・コンツェルンによる外国人強制労働」であり、フリック・コンツェルンの幹部6人が起訴された。3人に有期刑、3人に無罪の判決が言い渡された。

• 第6号事件 IG 化学会社裁判

事案の内容は、「巨大化学コンツェルンによる経済的略奪・外国人労働者の奴隷化」であり、IG 化学会社の幹部24人が起訴された（1人は重病を理由に免訴された）。13人に有期刑、10人に無罪の判決が言い渡された。

• 第7号事件 国防軍将官裁判

事案の内容は、「南東欧州戦線とくにパルチザン戦線をめぐる民間人・人質の殺害」であり、12人の国防軍司令官が起訴された（1人は自殺し、1人は重病を理由に免訴された）。2人に終身刑、6人に有期刑、2人に無罪の判決が言い渡された。

• 第8号事件 帝国保安本部裁判

事案の内容は、「他民族の強制労働・大量虐殺」であり、14人が起訴された。1人に終身刑、12人に有期刑、1人に無罪の判決が言い渡された。

• 第9号事件 移動射殺部隊裁判

事案の内容は、「オーレンドルフらによるポーランド・ソ連での大量虐殺」であり、24人が起訴された（1人は自殺し、1人は重病を理由に免訴された）。14人に死刑、2人に終身刑、6人に有期刑の判決が言い渡された。

• 第10号事件 クルップ裁判

事案の内容は、「巨大鉄鋼企業による俘虜・抑留者・ユダヤ人の虐待」であり、12人が起訴された。11人に有期刑、1人に無罪の判決が言い渡された。

• 第11号事件 ヴィルヘルム通り（諸官庁）裁判

事案の内容は、「国際条約違反・経済的略奪・大量虐殺への諸官庁の関与・協力」であり、21人が起訴された。19人に有期刑、2人に無罪の判決が言い渡された。

• 第12号事件 OKW（国防軍統合司令部）裁判

事案の内容は、「俘虜の虐待・殺害」であり、14人が起訴された（1人は自殺した）。2人に終身刑、9人に有期刑、2人に無罪の判決が言い渡された。

当初、この「継続裁判」には、犯罪的組織の構成員であった約10万人の被疑者の訴追が予定されていたが、実際に起訴されたのは185人でしかなかった。しかし、高級官僚、企業家・銀行家、医師や法律家など社会的に高い地位にあった者が、ナチスの犯罪の被告人として法廷に立たされたことには非常に大きな意義がある。それは、ナチスの犯罪が一部の狂信的なナチス党員だけによって行われたのではなく、それに高級官僚、知識人、技術者、大学教授や教師などの社会的エリートが深く関与し、それを社会全

体として構造的に支えていたことを伺わせるものである。つまり、一部のナチ党員が一般社会の知らない非日常的な場面において、ホロコーストや安楽死を密かに実行したというのではなく、官僚、医師、法律家もまたそれを生み出すメカニズムに職業を介して日常的に組み込まれていたということである。官僚はその職務において、医師はその業務において、法律家は立法と法適用を通じて 本意であったか否かを一概に論ずることができないが ナチスの犯罪に関与したのである。第3帝国は、決してナチの党幹部や政府閣僚の独占物ではなかった。それは、「ヒトラーに仕えた自発的な死刑執行人」である無数の「普通のドイツ人」の協力や支援なしには成立し得なかったのである。

アメリカ占領地区における「継続裁判」は、ナチスに財政的援助を施したドイツ金融・産業界の中枢部に対する追及に関しては限界があったが、不法国家を支えた社会構造を解明し、エリートとの関与の実態とその責任を明らかにするという重要な課題を担っていた。そのエリートのなかには、ドイツ帝国時代に生まれ、ワイマール時代に高等・専門教育を受けた者が少なからずいた。彼らの自我の形成を支えたイデオロギーは、ヴェルサイユ体制や当時の国際社会の対ドイツ政策に対して敵対的ではなかったし、狂信的な反共産主義や反ユダヤ主義に対して決して親和的でもなかった。それにもかかわらず、ナチズムの思想と行動に順応し、その組織の頂点に上り詰め、そこから不法と暴虐を計画し、立案し、その実践を指揮したのである。その背景と原因には何があったのか。その解明は、ドイツ社会の非ナチ化にとって避けて通ることができない課題であった¹⁴⁾。

三 ニュルンベルク法律家裁判の内容

(1) 法律家裁判の審理対象

1947年2月14日、アメリカ占領地区軍政府司令官は、第3号事件を管轄する軍事裁判所の構成員を公表した。裁判長にはキャリントン・T・マー

シャルが、裁判官にはジェームス・T・ブラント、マロリー・B・ブレア、ジャスティン・ウッドワード・ハーディングが指名された。彼らを構成員とする第3軍事裁判所が審理の対象としたのは、以下の4つの犯罪であった¹⁵⁾。

- (1) 1933年1月から1945年4月までに行われた戦争犯罪および人道に対する罪の実行の共謀。
- (2) 1939年9月から1945年4月までに行われた戦争犯罪、すなわち戦時国際法および戦時国際慣習法に違反して行われた行為。
- (3) 1939年9月から1945年4月までに行われた管理委員会法第10号が定義している人道に対する犯罪。
- (4) ニュルンベルク国際軍事裁判所の判決によって犯罪的であると認定された組織への加入。

第3軍事裁判所は審理の対象とした犯罪は、大きく分けて二つの犯罪、すなわち戦争犯罪および人道に対する犯罪と犯罪的組織への加入であった。戦争犯罪と人道に対する罪については、1933年1月から1945年4月までに行われた戦争犯罪および人道に対する罪と1939年4月から1945年4月までの戦時国際法および戦時国際慣習法違反の戦争犯罪および管理委員会法第10号上の人道に対する犯罪であった。

(2) 被告人の経歴と嫌疑

1947年2月17日、これらの犯罪を行った嫌疑で16人の法律家が起訴された。それは、次の人物であった¹⁶⁾。

ヨゼフ・アルトシュテッター（Josef Altstötter）

1892年1月4日、バイエルン州グライスバッハに生まれる。1927年帝国司法省に入省し、1932年から帝国裁判所に勤務する。この間にドイツ在郷軍人団の鉄兜団（Stahlhelm）に入団する。1934年に突撃隊（Sturmabteilung）へ配属され、1936年から帝国労働裁判所に勤務する。1937年にナチ党に入党した後、親衛隊（Schutzstaffel）に配属さ

れ(1944年には同上級指揮官),1939年からは国防軍に勤務する。1943年,帝国司法省局長および民法部会の責任者に就任する。党金バッジの保有者となる。第4の犯罪の嫌疑により起訴される。

ヴィルヘルム・フォン・アンモン(Wilhelm von Ammon)

1903年3月17日,メンミンゲンに生まれる。1933年に突撃隊に入隊する。1935年,帝国司法省に勤務し,1937年にナチ党に入党する。1939年ミュンヘン上級州裁判所に勤務し,1940年に帝国司法省に再配属される。1941年4月23日・24日にベルリンで開催された帝国最上級法曹会議に出席し,生きるに値しない生命のガスによる抹殺とシュレーゲルベルガーが行った病者殺害の正当化についての報告に関する議論に参加する。1943年3月以降,帝国司法省部長を努める。第2および第3の犯罪の嫌疑により起訴される。

パウル・バルニッケル(Paul Barnickel)

1885年5月4日に生まれる。1933年3月,ナチ党に入党し,突撃隊に入隊(1943年に隊長に就任)。1934年に州裁判所上級検察官になり,1938年には民族裁判所の帝国検察官を努める。1944年12月以降,帝国裁判所の帝国検察官として勤務する。第2および第3の犯罪の嫌疑により起訴される。

ヘルマン・クホースト(Hermann Cuhorst)

1899年8月22日,エルヴァンゲン(ヤクスト川)に生まれる。1930年にナチ党に入党し,郡広報を担当する。1933年に大管区広報担当者およびヴュルテンベルク司法省上級参事官になり,ドイツ国家社会主義法曹同盟に加盟する。1934年にシュトゥットガルト上級州裁判所判事,親衛隊後援会員,1937年にシュトゥットガルト特別裁判所長官に就任する。第2,第3および第4の犯罪の嫌疑により起訴される。

カール・エンゲルト(Karl Engert)

1877年10月23日,シュテッティンに生まれる。1921年,ナチ党に入党する。1932年にバイエルン州議会議員に当選する。帝国司法省局長

および刑事司法部会長として勤務し、民族裁判所副長官と第2刑事部長を務める。1941年4月23日・24日にベルリンで開催された帝国最上級法曹会議に出席し、生きるに値しない生命のガスによる抹殺とシュレーゲルベルガーが行った病者殺害の正当化についての報告に関する議論に参加する。1944年、マウトハウゼンおよびアウシュヴィッツの強制収容所を視察する。（起訴内容は不明）

ギュンター・ヨエル（Günther Joel）

1903年4月19日、カッセルに生まれる。1933年、ナチ党に入党する。州裁判所上級職員試補から検事総長に一足飛びに昇格し、1933年8月、帝国司法省中央検事局長に就任し（1937年に解任）、その後は帝国司法省刑事司法部会を担当する。1937年12月、帝国司法省と親衛隊、親衛隊保安部および秘密国家警察とのパイプ役を努め、1938年には親衛隊に配属され、最終的には上級親衛隊指揮官（Obersturmbannführer）となる。1941年、帝国司法省局長になり、「夜と霧」の裁判を担当する。1943年8月にハム検事総長に就任し、引き続き「夜と霧」関連の事件を担当する。第2、第3および第4の犯罪の嫌疑により起訴される。

ヘルベルト・クレム（Herbert Klemm）

1903年5月15日、ライプツィヒに生まれる。1931年、ナチ党に入党する。ザクセン州司法大臣であったティーラックの私設調査員となり、突撃隊に入隊し、最終的に上級指揮官を務める。1935年、帝国司法省に入省し、1939年に課長、1940年にオランダ司法分団主宰者に就任する。1941年、ナチ党官房に勤務する。1944年1月、帝国司法省事務次官に就任する。マルティン・ボルマンを友人に持つ。第2および第3の犯罪の嫌疑により起訴される。

エルンスト・ラウト（Ernst Lautz）

1887年11月13日、ヴィースバーデンに生まれる。1933年3月、ナチ党に入党する。カールスルーエ検事総長。1939年7月以降、民族裁判

所上級帝国検察官として勤務し、1941年4月23日・24日にベルリンで開催された帝国最上級法曹会議に出席し、生きるに値しない生命のガスによる抹殺とシュレーゲルベルガーが行った病者殺害の正当化についての報告に関する議論に参加する。シュタウフェンベルク伯爵が企てたヒトラー暗殺(1944年7月20日)の関与者に対する訴訟において首席検事を努める。1944年1月30日、ドイツ司法に対する声明文「今日吾々は、民族、総統そして帝国に誠実であれとした吾々の誓約を信ずる。吾々は、最後まで誠実であり続ける」をフライスラーと共同して発表する。第2および第3の犯罪の嫌疑により起訴される。

ヴォルフガング・メットゲンベルク (Wolfgang Mettgenberg)

1882年10月10日生まれ。1939年12月、帝国司法省局長に就任し、被占領地域における刑事司法に関する問題を担当する。第2および第3の犯罪の嫌疑により起訴される。

ギンター・ネーベルンク (Günther Nebelung)

1896年3月24日生まれ。ゼーゼン(ハルツ)で弁護士となる。1928年にナチ党に入党し、1929年に地方党組織の指導部員になり、1930年に突撃隊に入隊する。1931年にドイツ国家社会主義法曹同盟に加盟する。1933年に州議会議員に当選し、ブラウンシュヴァイク上級州裁判所長官を努める。1941年4月23日・24日にベルリンで開催された帝国最上級法曹会議に出席し、生きるに値しない生命のガスによる抹殺とシュレーゲルベルガーが行った病者殺害の正当化についての報告に関する議論に参加する。1944年7月、民族裁判所判事に就任する。(起訴内容は不明)

ルドルフ・エッシェイ (Rudolf Oeschey)

1903年にシュヴァブミュンヘンに生まれる。1931年12月1日、ナチ党に入党する。1939年、ニュルンベルク州裁判所に配属される。1940年、ナチス法擁護者同盟フランケン大管区指導者を努める。1941年にニュルンベルク州裁判所長官、1943年にニュルンベルク特別裁判所長

官に就任する。第3および第4の犯罪の嫌疑により起訴される。

ハンス・ペーターセン（Hans Petersen）

1885年に生まれる。親衛隊上級指揮官および民族裁判所名誉陪席裁判官を努める。（起訴内容は不明）

オズヴァルト・ロートハウク（Oswald Rothaug）

1897年5月17日に生まれる。1933年6月にニュルンベルクで検察官として、その後はシュヴァインフルトの州裁判所に勤務し、1937年4月に同裁判所長官に就任する。1938年にナチ党に入党し（入党期日は1937年3月に変更される）、親衛隊保安部名誉部員（密偵職）、ナチス法擁護者同盟（NS-Rechtswahrerbund）地方委員を務める。1942年3月14日、ニュルンベルク特別裁判所長官として、血統保護法の人種汚辱罪のかどでレオ・カツエンベルガーに対して死刑を言い渡した。1943年3月以降は民族裁判所帝国検察官として勤務する。第3の犯罪の嫌疑で起訴される。

クルト・フェルディナンド・ローテンベルガー（Curt Ferdinand Rothenberger）

1896年6月30日に生まれる。1931年に州裁判所に勤務し、1933年にハンブルク州司法大臣に就任し、ナチ党に入党する（それ以前から密かに党に協力してきたため、入党期日は1931年12月1日に変更される）。1933年に州政府の閣僚および州司法行政指導員に、1934年にドイツ国家社会主義法曹同盟大管区指揮官に就任する。1935年にハンブルク上級州裁判所長官に就任し、1938年に民法名誉教授となる。1941年4月23日・24日にベルリンで開催された帝国最上級法曹会議に出席し、生きるに値しない生命のガスによる抹殺とシュレーゲルベルガーが行った病者殺害の正当化についての報告に関する議論に参加する。1941年にノイエンガムメ強制収容所、1942年にマウトハウゼン強制収容所を視察する。1942年8月以降、帝国司法省事務次官、同年12月にドイツ法アカデミー副総裁に就任する。1943年、司法省内の事務運営をめぐる対立を理由に辞任する。第2および第3の公訴事実を理由に

起訴される。

フランツ・シュレーゲルベルガー (Franz Schlegelberger)

1876年10月23日にケーニヒスベルクに生まれる。身長が170センチメートル以下であったため兵役を免れる。1927年から1931年まで帝国司法省局長, 1931年10月, 同事務次官に就任する(1942年まで)。ドイツ法アカデミー水利法委員会会長を務める。1938年にナチ党に入党する。1941年2月以降, 司法大臣に就任し, 事務全般を統括する。1941年4月23日・24日にベルリンで開催された帝国最上級法曹会議議長として, 生きるに値しない生命のガスによる抹殺と病者殺害の正当化に関して報告を行う¹⁷⁾。同会議の冒頭において, 「諸君! 帝国司法行政に従事する全職員が国家社会主義の国家にいつそう再編されるよう腐心することが私の任務である」と発言する。1941年10月25日, ユダヤ人のルフトガスが玉子を買占めた事案につき, 死刑ではなく2年6月の刑しか言い渡されていないことにヒトラーが憤慨していると帝国無任所大臣ランマースから伝えられ, 同年10月29日, 「私は, 2年6月の刑を言い渡されたユダヤ人マルクス・ルフトガスの身柄を, それを執行するために秘密国家警察に引き渡しました」と答える。1941年12月4日, 編入された東部地域におけるポーランド人およびユダヤ人に対する刑事司法に関する命令をフライスラーと共同して策定する。1942年4月5日, 「半ユダヤ人」に対して断種手術を行うことを提案したランマースを支持し, 「生殖能力のある半ユダヤ人には, 不妊治療を受けるか, それともユダヤ人と同様の方法で断種されるかを選択させるべきであろう」と述べる。1942年8月20日, 帝国司法大臣を退任するにあたり, ヒトラーから10万マルクの贈与を受ける。第2および第3の犯罪の嫌疑により起訴される。

カール・ヴェストファル (Carl Westphal)

1902年に生まれる。長期間に渡って帝国司法省において勤務する。
(起訴内容は不明)

(3) 法律家裁判の争点

以上のような経歴と職歴を持つ16人の法律家が、戦争犯罪の被告人としてアメリカ占領地区第3軍事裁判所に起訴された。この16人は、その経歴から見ても分かるように、いずれも第3帝国の司法界において指導的な地位にあり、重要な職責を担っていた。裁判の争点は、ナチスが戦争犯罪や人道に対する罪を行うにあたって、被告人らが法律家としてどのように関与し、いかなる役割を果たしたのかであったが、それに先だって問題にされたのは、管理委員会法第10号の遡及適用の可否と人道に対する罪の法的性格であった。

管理委員会法第10号の遡及適用の可否について

裁判の争点の一つは、平和に対する犯罪、戦争犯罪および人道に対する罪の処罰を定めた管理委員会法第10号の適用が、刑法の基本原則である罪刑法定主義、すなわちその派生原則である刑罰法規の遡及禁止原則に違反するか否かであった。被告人らは、管理委員会法第10号は犯罪とされている行為が行われた後に連合国が制定した事後法であって、その適用は遡及禁止原則に反すると主張した。これに対して、第3軍事裁判所は、立憲国家の成文憲法のもとで妥当している事後法の遡及禁止原則は「国際法」には適用されないと述べて、被告人らの主張を斥けた。判決では、それは次のように述べられている。

「我が裁判所の管轄権の本質と起源に関してどのような立場に立とうとも、事後法の禁止原則は、管理委員会法第10号と普遍的な国際法のもとでは、本事案における訴追に対して法的にも道徳的にも制限を設けるものではない。

成文の憲法は、法律が公布される以前に行われた行為を犯罪的であると定義する法律を斥けているが、国際法の場合、事後法の禁止原則は、それが国内法において憲法の委任のもとで妥当しているのと同じように適用することはできない。しかも、この禁止原則は国内法の場

合ですらコモンロー裁判所の判断には適用されない。国際法は、世界を包括して適用できる法律を制定する権限を有する国際機関が今のところ存在しないという単純な理由から制定された法ではないのである。国際法は、様々な条約、協定、判決、国際的に承認され暗黙のうちに是認された慣習の所産である。事後法の禁止原則が、立憲国家に知られているように、国家条約、慣習または国際的な裁判所のコモンロー判決に適用されるとか、上記の所産に従う国際的な承認にもあてはまると主張することは無意味である。普遍的な国際法のもとで言い渡される裁判の判決に対して事後法の禁止原則を適用しようと試みるならば、それは国際法が成り立たなくなることを意味するであろう。『法律なければ犯罪なし』の原則の国際法の領域における適用に関して、国際軍事裁判所はゲーリングとその同志たちの事件の判決理由において正しい解釈を行った。その問題は、その時点では平和に対する犯罪との関係において重要な論点であったが、そこで主張された見解は戦争犯罪と人道に対する罪に対しても同じように適用することができる。すなわち、国際軍事裁判所は、『「法律なければ犯罪なし」の法命題は主権に対する制限を表してはいない。それが正義の原則であるということに留意しなければならない。条約や誓約を侵害して近隣国を警告なしに侵略した者を処罰することが不正であると主張することは、明らかに不当である。何故ならば、そのような状況のもとで侵略者は自身が不法を働いていることを知っているからである。彼を処罰することは不当であると考えて、その冒瀆的な行為を処罰しないまま放置するならば、そのほうがむしろ不当であろう』と判決したのである¹⁸⁾。

第3軍事裁判所の判決によれば、管理委員会法第10号は国際法であり、遡及禁止原則はそれに対しては一国単位で成立している立憲国家におけるようには妥当しない。世界を包括して適用される法律を制定する国際的な立法機関が存在しない限り、この国際法は「制定法」ではないからである。

とはいえ、それは実在しない観念的な法規範の寄せ集めではない。それは、条約や協定など国際的に承認された実定的な規範であり、国際社会に実在する普遍的な法規範の総体であり、ただ法律の形態を与えられていないだけである。従って、国際法はその意味で国際社会において普遍的に妥当する法規範として実在する「法律を超える法」である。この論理には、ラートブルフの「法律の形をした不法と法律を超える法」のテーゼに通ずる法概念を確認することができる¹⁹⁾。

では、「法律を超える法」としての国際法とは具体的に何であるか。それは、明言するまでもなく管理委員会法第10号の本質と起源をなしているモスクワ宣言とロンドン協定である。第2次世界大戦が勃発する前後からヨーロッパにおいて未曾有の残虐行為と犯罪を行ったドイツの戦争犯罪人を裁き、ドイツにおけるナチスの支配とその基盤を除去し、その再生に抗することを理念としたこれらの国際条約は、第2次世界大戦後にドイツの戦争犯罪人を処罰するための刑法規範であり、実在する「法律を超える法」である。この法概念は、ニュルンベルクの国際軍事裁判においてナチスの主要戦争犯罪人による平和に対する犯罪を処罰する根拠として用いられたが、それは戦争犯罪や人道に対する罪に対しても妥当する。

このように第3軍事裁判所の論理は非常に明快であるが、国際条約が全ての国家を当事国とせず、その締約国だけを拘束する限り、ドイツはモスクワ宣言やロンドン協定を承認していない以上、それに根拠を持つ管理委員会法第10号を被告人らの行為に対しても適用可能な「法律を超える法」であるといえるか否かは検討の余地がある。何故ならば、被告人らの主張は、ドイツが承認していない国際法による処罰は遡及処罰に他ならないという点にあったからである。判決は、この点について次のように述べている。

「ワイマール時代の法律の多くは人権保護のために制定されたものであるが、それらは廃止されることはなかった。多くの犯罪行為、す

なわち管理委員会法第10号でいえば戦争犯罪や人道に対する罪は、ドイツ刑法の規定をも直接的に侵害することによって行われた。我が裁判所は、ドイツ刑法に違反したことだけを理由に被告人らに責任を問うことはできないが、行為者が自国の法のもとでも可罰的な犯罪であると認識しえた場合、管理委員会法第10号を侵害して行った行為について彼らに刑罰を負担させることは、正義と公正の原則である遡及立法の排除原則によって否定されないこともまた正当なことである²⁰⁾。

判決によれば、管理委員会法第10号が定めた戦争犯罪と人道に対する罪には謀殺や虐待などの行為が含まれ、それらはドイツ刑法上の犯罪類型にも該当し、その意味で戦争犯罪や人道に対する罪は、ドイツ刑法上の一定の犯罪類型と実質的に符合する関係にある。第3軍事裁判所はドイツの裁判所ではないので、国内法であるドイツ刑法を適用して、それらを謀殺罪や暴行罪として処罰する権限を持たないが、占領国の軍事裁判所として、国際法である管理委員会法第10号を適用して、戦争犯罪や人道に対する罪として処罰する権限を持っている。ただし、管理委員会法第10号を無条件に適用できるわけではない。それが適用できるのは、判決によれば、被告人らが立案や謀議に関与し、その後実行された行為がドイツ刑法上の謀殺罪や暴行罪にあたるということが被告人らに認識でき、かつその行為が管理委員会法第10号の戦争犯罪や人道に対する罪に実質的に符合する場合だけである。その場合にだけ、被告人らに戦争犯罪や人道に対する罪を適用することができる。そして、そのような管理委員会法第10号の適用は「正義と公正の原則である遡及立法の排除原則」によっても斥けられないというのである。

国際法違反としての人道に対する犯罪

さらに第3軍事裁判所は、国際法違反の行為として戦時国際法や戦時国際慣習法に違反した行為以外にも「人道に対する罪」という犯罪類型がある根拠について次のように述べている。

「管理委員会法第10号は、狭義の意味における戦時国際法・戦時国際慣習法の侵害に対して責任のある個人を処罰することに限定されていない。おまけに、普遍的な国際法に知られた唯一の犯罪が戦時国際法と戦時国際慣習法に対する違反だけであるとは、今日もはや論ずることはできない。諸状況の力、すなわち全世界が相互に関連しあい、世論の道徳的な圧力が働いているという否定しえない事実は、ナチスの権力がドイツ人に対して行った人道に対する罪が、たんなる法律違反にとどまらず、普遍的な国際法違反でもあるという国際的な認識をもたらしたのである」²¹⁾。

判決によれば、国際法違反の行為は狭義の戦争犯罪に尽きるものではない。ナチス権力が1939年以降に諸外国の政府や国民に対して行った行為が平和に対する罪や戦争犯罪にあたることは明らかであるが、国際法違反の行為はそれに限定されない。判決は、ナチス権力がドイツ人に対して行った行為についても、普遍的な国際法に違反する行為にあたる場合があり、管理委員会法第10号は、そのような犯罪として人道に対する罪を捉えているというのである。例えば、政治的、人種的または宗教的理由による迫害は、政治・経済的な相互前提の関係が広範囲に拡大する国際社会において、また自国の法制度が他国の法制度の形成に作用し、それがまた自国に反作用を及ぼすような相互依存の関係にある文化世界において、人間の存在と尊厳に対する侮辱と破壊を意味し、それは狭義の意味における戦時国際法や戦時国際慣習法では包摂できない犯罪であり、また他国における人権侵害にとどまらない普遍的な人間存在を侵害する犯罪である。判決は、ナチスの犯罪が明るみに出ることにつれて、国際社会がこのような認識に達したというのである。では、そのような人道に対する罪とは、どのような行為であったかということ、判決は次のように述べている。

「本件の事案における公訴の核心は、ドイツ国内の諸法規、ヒトラーの命令、残虐で腐敗した国家社会主義の法制度がそれ自体におい

て戦争犯罪と人道に対する罪を表し、それらの法規の公布と貫徹に関与したことが犯罪的な共犯を意味するということにある。我々は、政府の側から関与したことが人道に対する罪の実体的な構成要件要素であることを指摘したのである。……起訴状では、被告人らの誰一人として、ある特定の人に対する殺害や虐待に責任があるわけではない。もしそうであるならば、起訴状には必ず被害者といわれている人物の名前が挙げられているであろう。その罪責が問題となっている公訴事實は、たんなる謀殺と個々の残虐行為によって構成されるものではない。被告人らは、計り知れない犯罪に対して責任があるのである。犯罪構成要件の個別の事案は、それとの比較においてあまり重要ではない。端的にいえば、責任とは、戦時国際法と人道の諸法規を侵害するもとで、全土において広められ、政府によって組織された残虐行為と不正義に自発的に関与したことに對する責任であり、しかも司法省の權威のもとで、裁判所の協力を得ながら法の名において行われた残虐行為と不正義に自発的に関与したことに對する責任である。謀殺者のヒ首は法衣の下に隠されていたのである」²²⁾。

被告人らは特定の個人を殺害したり、虐待したわけではないので、彼らにドイツ刑法上の謀殺罪や暴行罪の正犯としての責任があるわけではない。しかしながら、ここで問題になっているのは、そのようなドイツ国内法上の個々の犯罪ではない。問われているのは、「計り知れない犯罪」に対する責任である。それは、国際的な權威に基づいて制定された管理委員会法第10号上の人道に対する罪に対する責任である。すなわち、ドイツ政府がヨーロッパ全土において戦時国際法と人道の諸法規を侵害しながら組織し拡大した残虐行為と不正義に、彼らが法律家としてその職務を介して自発的に関与したこと、ナチスが司法省の權威を盾にして、また裁判所の協力を得ながら、法の名において行った人道に対する罪に自発的に関与したことに對する責任である。被告人らは、ドイツが侵略戦争を準備する過程に

において、ドイツの法制度全体を、国家社会主義イデオロギーを普及し、敵対する勢力を排除し、侵略戦争と世界征服の計画を推進するための道具に変えるために指導的な役割を果たしたが、そのことが人道に対する罪として断罪されねばならないというのである²³⁾。

例えば、シュレーゲルベルガーは帝国司法大臣として、1941年3月10日、帝国官房長官ランマース（Hans Lammers 1879-1951年）に宛てて次のような書簡を送ったことが判決で指摘されている。

「私は、一連の判決がまさに前回と同様に総統の強い怒りを再燃させたことを知っています。その際、どの判決が個別的に問題になったのかは存じておりませんが、簡単に確定されるべきでない判決がときおり話題にされていることを自分で確認しました。私は、最も強力な力を投入して、そのような事案に徹底介入する所存です。しかし、総統がどの判決に異議を唱えておられるのかを司法省の指導者が知っている方が、帝国における司法とその有効性にとっては、より重要な意味があります。……」²⁴⁾

さらに、シュレーゲルベルガーは、同じ日にヒトラーに宛てた書簡のなかで自己の意思をより明瞭に表明している。

「日々言い渡される膨大な数の判決があるなかで、相変わらずあるべき要求を完全に語っていない判決が時おり出されています。私は、そのような事案に対して、必要な措置を講ずるつもりです。……それとともに、裁判官が国家を意識した正しい考えに益々向かうことが必要であることに変わりはありません。我が総統！ 判決が貴殿の支持を得られない場合、貴殿がそれを私に知らせることを決意していただけるなら、必要な措置を講ずる上で、評価できないほどの価値があるでしょう。……」²⁵⁾

シュレーゲルベルガーは、1941年10月25日、ユダヤ人のルフトガスが玉子を買占めた事案につき、死刑ではなく2年6月の刑しか言い渡されて

いないことにヒトラーが憤慨しているとランマースから伝えられ、「私は、2年6月の刑を言い渡されたユダヤ人マルクス・ルフトガスの身柄を、それを執行するために秘密国家警察に引き渡しました」と答えたが、「それ」とは、紛れもなく死刑のことである。このように、シュレーゲルベルガーが、ヒトラーの忠実な部下として、刑事司法制度をナチスの反ユダヤ政策を遂行する暴力装置に変質させたことは明らかである。

また、ロートハウクは、ニュルンベルク特別裁判所長官として、1942年3月に、ユダヤ教会ニュルンベルク司教区長レオ・カツエンベルガーに「血統保護法」にいう「人種汚辱罪」の濡れ衣を着せて、死刑に追いやった。カツエンベルガーが、同罪の疑いでニュルンベルク＝フルト州裁判所に起訴され、無罪の判決が言い渡されそうになったとき、ロートハウクは、検察官に圧力をかけて、それを取り下げさせ、同罪の嫌疑でニュルンベルク特別裁判所に起訴するよう命じた。ロートハウクは、自己が長官を務める特別裁判所をカツエンベルガーを死刑にするための道具にしたのである。判決は、このカツエンベルガー裁判におけるロートハウクの行動について、「証拠資料は、被告人が携わったこれらの訴訟が法的性格の基本的構成要素を欠いていることを明瞭に示している。被告人は法学的に理屈をこねて学説や用語を用いたにもかかわらず、彼の裁判所は、あらゆる訴訟において、迫害と根絶を行なうナチ国家の総統綱領の道具でしかなかった。大量の迫害と抹殺を背景にすれば、被告人の権力範囲において彼が葬り得た人々の数が、彼が仕えた総統による大量の迫害と抹殺の数を下回ろうとも、総統の計画に対する彼の貢献の度合いを軽くするものでない。最後の望みである法制度を信頼した人々が、あらゆる制度が彼らに不利益に用いられ、その制度が恐怖と抑圧のネットワークの一部になっていたことを認識せざるをえなかったほど、被告人の行為は恐ろしいものであった。……彼の側近にいる助手たちから、また彼の犠牲者によって提出された証拠資料から、われわれは、オズヴァルト・ロートハウクがドイツにおけるナチの陰謀と残虐行為の化身であったと認定する。彼は、サディ

スティックで悪意に満ちた人間であったし、今でもそうである。文明化した法制度のもとであれば、彼は起訴され、公職から追放され、有罪判決が言い渡されていたであろう²⁶⁾。判決は、このようにロートハウクによる人道に対する罪を厳しく非難している。

判 決

第3軍裁判所は、以上のように管理委員会法第10号の遡及適用の妥当性と人道に対する罪の法的性格を踏まえて、1947年12月3日と4日の両日に渡って、16人の被告人に判決を言い渡した。

- アルトシュテッター 5年の禁錮刑
- アンモン 10年の禁錮刑
- バルニッケル 無罪
- クホースト 無罪
- エンゲルト 1947年8月22日、病気により手続きが打ち切りられる（第7命令4条d項）
- ヨエル 10年の禁錮刑
- クレム 終身刑
- ラウツ 10年の禁錮刑
- メットゲンベルク 10年の禁錮刑
- ネーベルンク 無罪
- エッシェイ 終身刑
- ペーターセン 無罪
- ロートハウク 終身刑
- ローテンベルガー 7年の禁錮刑
- シュレーゲルベルガー 終身刑
- ヴェストファル 1947年8月22日、自殺により手続きが打ち切りられる（第7命令4条d項）

ナチスの法律家の忌まわしい過去は、（それは、全体の一部でしかないが）これで一応の清算と克服がなされた。彼らは、ナチスの植民地主義的

な侵略戦争、反ユダヤ的な排外主義、ホロコーストや安楽死など未曾有の犯罪を正当化するために法律を作り出し、それを適用し、また裁判制度に不当に介入し、それを歪めた。独裁者とその手下は、他民族の謀殺を行うためにヒ首を用いたが、彼らにそれを調達したのは、法律家である被告人たちであった。被告人たちは、法衣の下に隠し持っていた謀殺用のヒ首を謀殺者に手渡して不法を行わせ、また自らもそれを用いて不法を行ったのである。この事実を改めて確認し、それを理論的に教訓化することは、ドイツ司法界だけでなく、ドイツ法学界にとっても非常に重要なことであった。戦後の法律家は、この法律家裁判から多くを学ばなければならなかった。

四 ニュルンベルク法律家裁判のその後

法史家のクラウス・カストナーは、過去数世紀のヨーロッパ史を振り返れば、法律家が独裁や専制と協力関係にあったことは、さほど珍しいことではないという。カストナーは、アレックス・デ・トクエヴィレの著書『旧国家と革命』を引き合いに出しながら、法律家は必要な場合には法に反してでも支配者に仕える社会的存在であったと喝破している。その意味では、第3帝国における法律家の不法は、目新しいものではなく、政治権力と法律家の主従関係の過去に繰り返されたことの一例でしかない。しかし、独裁体制が崩壊した後に、それに奉仕してきたことを理由に法律家が裁判にかけられたことは、ニュルンベルク法律家裁判以前にはなかったとその意義を評価する²⁷⁾。従って、法律家裁判は、不法に仕えた法律家を裁くことを通じて、不法によって枉げられない法の理念とそれにのみ忠実な法律家像を模索する絶好の機会であったといえる。法とは何であるべきか、法律家とは如何にあるべきかを不断に問い続ける生きた模範例として、戦後ドイツの法律家は法律家裁判の成果を継承する必要があった。しかし、現実とは別の方向で動き始めた。断罪された被告人の多くが、その後、恩赦

や健康事情など様々な理由によって釈放された。

アルトシュテッターは、1950年に釈放され、その後、ニュルンベルクで弁護士業に従事することができた。アンモンもまた、1951年に釈放され、帝国司法省部長級の俸給を受給することが許された。1957年、アンスパツハのルーテル教会の管理責任者の職に就き（1970年まで）、『バイエルン教会法注釈書（第2版）』（1985年）の編集にも携わった。無罪判決を言い渡されたバルニッケルは、戦後はミュンヘンで1966年まで弁護士業に従事することができた。クホーストも無罪判決を言い渡されたが、脱ナチ化手続において「中心的責任者」と認定され、6年の労役場留置の処分が言い渡され、1950年12月に仮釈放された。ヨエルは、1951年に釈放され、その後はドュッセルドルフ市の経済顧問に就任した。終身刑を言い渡されたクレムは、後に20年の禁錮刑に減刑され、1957年に釈放された。ラウツは、1951年に釈放され、年金生活しながらリューベックの検事総長に就任した。メットゲンベルクは、1950年4月7日にランズベルクの刑務所で死去した。無罪判決を言い渡されたネーベルンクは、後に参事官級の俸給を受給することが許され、1964年までゼーゼンで弁護士業に従事することができた。エツシェイは、1951年に禁錮20年に減刑され、1955年に釈放された。ロートハウクは、20年の禁錮刑に減刑され、1956年に釈放された。ローテンベルガーは、1950年に釈放され、1951年に脱ナチ化手続において、第5等級「前歴のない者および抵抗闘争者」に位置づけられ、彼の身柄を拘束したことは「証明されていない罪を裁いたもの」とであると判断された。その後は完全に俸給を受給することが許された。シュレーゲルベルガーは、1951年1月に受刑の可能性がないことを理由に釈放され、脱ナチ化手続において、第5等級「前歴のない者および抵抗闘争者」に位置付けられ、1951年には『商法典』（第2版）を編集して法学界への復帰を遂げ、1970年12月に死去するまで事務次官としての年金を全額受給することが許された。

このような事態をどのように受け止めればよいのであろうか。ナチズムの過去の問題を刑法学的に考えるとき、被占領地域の民間人の殺害に関与

したり、強制収容所で被収容者の殺害に関与した者の処罰に関心が向けられてきた。2009年7月13日、ミュンヘン検事局は、ソビボール強制収容所(現ポーランド領)の元看守ジョン・デムヤンユク(89歳)がソビボール収容所など3カ所の収容所で2万7900人のユダヤ人の殺害を幫助したとして、謀殺幫助の嫌疑でミュンヘン州裁判所に起訴している。また、2009年8月14日、ミュンヘン州裁判所は、ヨゼフ・ショイングラバー(90歳)が、1944年6月26日、イタリア・トスカーナで10人の民間人の殺害を命令し、さらに11人を拘束して民家に閉じ込め、家ごと爆破し、さらに重傷を負いながらも助かった11人のうち10人を殺害したとして終身刑を言い渡している。このようにドイツでは戦後一貫してナチズムの過去を克服するために刑事裁判が継続され、世界的にも注目を集めている。しかし、それは匕首を振り下ろしてホロコーストを行った謀殺者を裁く裁判であって、彼らのために匕首を準備した法律家を裁く裁判ではない。不法に仕えた法律家を裁く裁判は、どうやら1947年で終止符が打たれ、その後は顧みられることはなかったようである。ましてや、法律家裁判の対象が司法官僚や裁判官などの実務家から理論家(法学部教授の一部)に拡大されるようなこともなかった。法律家裁判は、戦後の反ナチズムの興奮のなかで見た白昼夢だったのであろうか。

法史家のクラウス・ベストラインによると、連合国がナチスの法律家を裁いた1947年前後とその後とは「過去の克服」の様相に変化が生じているという。ベストラインの分析によると、1945年までナチスを支えてきたドイツ人は、1945年以降、突如として非ナチスに変わったわけではなかったと端的に批判する²⁸⁾。ニュルンベルク国際軍事裁判や法律家裁判と並行して、ドイツ人の手によって脱ナチ化(Entnazifizierung)のプロジェクトが進められ、それは1947年に全盛期を迎えたが、東西の冷戦が始まるなかで、それにも終止符が打たれた。それまでニュルンベルク裁判や法律家裁判に対する批判用語として「勝者の司法」(Siegerjustiz)という言葉が用いられてきたが、批判者のなかには連合国のことを「巢を荒らした奴

等」(Nestbeschmüzern)と呼ぶ者さえ出てきた。脱ナチ化に「終止符」を打つことを求める声が、ドイツ連邦共和国成立後の国民の間で共有され始め、それは選挙戦の流行語（公約）にもなった。アデナウアー政府は、占領下のドイツ裁判所で罪判決を受けた者の恩赦に着手し、1949年12月に「刑の免除の付与に関する法律」(Gesetz über die Gewahrung von Straffreiheit)を制定した。同法は、1949年9月15日以前に行われた犯罪で6月未満の懲役刑と5千マルク未満の罰金刑の恩赦を定めたが、その中には敗戦時から1949年末までに「政治的理由から個人の身分を詐称した者」の重罪を除く罪も含まれていた。これによって経歴を詐称して脱ナチ化の手続をかいくぐった潜伏者の罪を不問に付すことができるようになった。さらに政府は、基本法131条の規定、すなわち占領下において失職した公務員を復職させるための法整備に取りかかった。復職の対象者には、占領下で官庁が解体されたために、またドイツ東部の官庁を喪失したために失職した公務員だけでなく、脱ナチ化の手続過程で公職追放された秘密国家警察や親衛隊の構成員を除く公務員も含まれており、その全面的な復職が可能になった。連邦議会において、これらの法律に対して原則的な立場から反対票を投ずる政党は存在しなかった²⁹⁾。それらは、ナチスの犯罪に深く関与したためにニュルンベルクの裁判所で罪認定を受けた戦争犯罪人の恩赦への地均しでもあった。

法律家裁判で罪認定を受けた被告人のほとんどは、1950年代に釈放された。それは、ナチスの戦争犯罪の恩赦を意味することに他ならず、それは第3帝国の司法官僚と法学エリートの復権をも意味する。これによって、ニュルンベルク法律家裁判は茶番にすり替えられた。

五 残された課題

歴史の教訓が無視されるとき、きまって言い訳と居直りが始まる。しかし、それでも刑法学はニュルンベルク裁判を茶番に終わらせないために、

そこから理論的教訓をつかみ取っていかなければならない。国際法に裏づけられた刑罰権を占領国が行使することができるのか。それに刑罰法規の遡及禁止原則が及ばない理論的根拠は何なのか。犯罪の構成要件が国際法と国内法に跨る場合の錯誤の問題を刑法学の枠内で定式化された理論で解決できるのか。独裁国家において残虐行為と犯罪が氾濫していた時代においても、違法性を認識することが可能であるというならば、あらためて刑法における人間の基本像を考察しなければならないであろう。

一度は裁かれたナチの法律家が再び法律職に復帰できたのは、ベルトラインが分析している通り、戦後ドイツの復興政策とアメリカの対独政策の転換に原因があるが、「刑法学は法律家裁判をわざと無視してきた」というカストナーが批判した刑法学および刑法学者のメンタリティーの構造の解明はまだ行われていないように思われる³⁰⁾。カストナーによると、ラートブルフは法律家裁判について「全体としては非常に正当である」と評価しながら、「若干の形式張った異議」をローベルト・ケンプナーに語ったようであるが³¹⁾、「法律の形をした不法と法律を超える法」の公式を主張しながら、なぜ不法に仕えた法律家を裁く裁判に異議を唱えたのか。その異議の詳細は明らかではないが、法律家裁判の前後になされた彼の発言のなかから、それを知る手がかりを探していくほかない。ラートブルフは公式を定式化した後、その行き過ぎに歯止めを掛けようとしたのか。それとも、歯止めはすでに公式に内在していたのか。ラートブルフの公式を再評価し、法律家裁判の意義と限界を改めて検討することにしたい。

1) Vgl. Klaus Kastner, Die Völker klagen an—Der Nürnberger Prozess 1945-1946, 2005, S. 148 ff., Thomas Vormbaum, Einführung in die moderne Strafrechtsgeschichte, 2009, S. 221 f.

2) モスクワ会談からニュルンベルク国際軍事裁判を経てドイツ占領地区における軍事裁判にいたるナチスの戦争犯罪人の追及については、Gerd R. Ueberschär (Hrsg.), Der Nationalsozialismus vor Gericht—Die alliierten Prozesse gegen Kriegsverbrecher und Soldaten, 3. Auflage, 2008. が詳しい。また、ナチスの犯罪と「普通のドイツ人」との関わりについては、Daniel Jonah Goldhagen, Hitler's Willing Executioners—Ordinary Germans and The Holocaust, 1996 (ダニエル・J・ゴールドハーゲン著/望田幸男監訳・北村浩ノ

土井浩／高橋博子／本田稔訳『普通のドイツ人とホロコースト ヒトラーの自発的死刑執行人たち』（2007年）が詳しい。同書の監訳者である望田は、ナチス・ホロコースト研究の類型とその特徴について次のように述べている。一般に歴史学者のナチス・ホロコースト研究は大別して二つの潮流、すなわち「構造派」（機能派）と「意図派」に分類される。前者は、ホロコーストの発生・経過をナチ体制の構造や機能など側面から分析する。例えば、党と国家機関との関係や独ソ戦の戦況などからホロコーストの発生原因とその経過の進展状況を解明する立場がそれである。後者は、主としてヒトラー個人の意図や役割との関係においてホロコーストの原因・経過を解明する。そこではホロコーストの原因の政治的・社会的連関性よりも、ヒトラーの主義・主張、その政治的野望などが背景事情として重視されることになる。望田によれば、ゴールドハーゲンが、いずれの立場にも立たずに、反ユダヤ主義がドイツ社会と人びとに深く浸透し、普通のドイツ人までユダヤ人の大量虐殺に自発的に赴かせたことを強調し、そこにホロコーストの原因や動機があることを指摘したことは、ドイツの歴史学界に大きな衝撃をもたらしたという。すなわち、「これまでドイツで歴史家たちによって提供されてきたホロコースト像は、どんなシステム・機構や状況がそうした事態を生み出したのか、つまり『いかにホロコーストが起こったか』を主として論じたり、またはヒトラーなどの国家指導者たちがいかにホロコーストを準備し推進していったか、といったことの詳細な叙述であった。そこでは欠落ない片隅においやりされていた重大な側面があった。すなわち、システムや機構、国家指導者だけでは数百万人の大量虐殺はなしえない。誰が、どのようにユダヤ人大量虐殺を実行したのか、権力の奥の院や机の上で大量虐殺の方針や計画を立てた人びとではなく、実際に手を下した殺害の実行犯は誰なのか、こうしたことがゴールドハーゲンによって提供されたのである」（邦訳書620頁）。ゴールドハーゲンの研究と批判の対象は、「普通のドイツ人」にも及んだため、ドイツでは大きな論争となり、それは社会問題にさえなった。論争はドイツ人歴史家とゴールドハーゲンの往復書簡を通じても行われ、それは Briefe an Goldhagen—Eingeleitet und beantwortet von Danial Jonah Goldhagen, 1997. として公刊されている。

- 3) カール・ヤスパース／橋本文夫訳『戦争の罪を問う』（1998年）71頁以下参照。ヤスパースは「私はこの論述によって、1個のドイツ人としては問題を明らかにすることと人の和を促し、1個の人間としては真理のためのわれわれの努力を分担したいと思う」（5頁）と述べた。邦訳者である橋本は「ドイツはもとよりヨーロッパ全体において第2次世界大戦の後始末をどうつけるか、ことに敗戦国はどのような精神的拠点によって、立ち直るべきかについて混沌として全く方途も立たなかったとき、闇夜にがさず炬火のように、堂々と論陣を張って、戦争の罪はいかなる意味において成立し、誰が正当な審判者となり、誰が審判の対象となるか、罪の償いはいかにして行われるか、いかにして罪が清められるかを、理路整然と、しかも燃える情熱をもって、肚の底から、深い愛をもって、迷える人びとに示したのが本書である」とヤスパースの論述を評した（200頁以下）。ヤスパースの論述に橋本が評したような意義があるならば、次の論述箇所はどのように理解すればよいのであろうか。すなわち、「幾百万の人間が、幾百万の労働者と幾百万の軍人とが抵抗をすればよかったのだが、かれらは抵抗をしないで、戦争のために労働に従事し、

戦闘に参加した。それゆえかれらには罪があるのだ」(128頁)という批判と告発に対して、ヤスパースが「国民に向かってテロ国家に対して敢えて反乱を起こせというのは、不可能を要求するもの」(129頁)であり、このような「告発を耳にするわれわれは、時としてそこにパリのサイ的な偽善の口吻を聞く思いがする。危険のさなかからのがれ出はしたものの、政治犯収容所のなかでの苦痛や死と比べ、あるいはドイツにおける不安と比べて、亡命の苦悩はあるにしても、テロの弾圧を蒙ることもなく外国で暮らしてきたにもかかわらず、今になって亡命そのものを手柄のように考えるそういう人たちの偽善的な口吻を観ずるのである。こういった口吻に対しては、われわれは別に腹を立てたりしないでこれを拒否する権利があると思う。……ほかならぬテロ機構とそこから生ずる結果とを看破する正義の人たちが、事実次のような声を漏らしている」(130頁。傍点の強調は引用者による)と述べて、その後にはハンナ・アーレントの発言の引用が続けられている論述箇所である。アーレントは、「恐怖政治は指導者たちの犯罪にドイツ民族が参加するという驚くべき事態をもたらした。屈従者は転じて共犯者となった。もちろんそれは限られた範囲においてではあった。しかし一家の家長とか、いかなる職業をも義務通りに遂行する勤勉な市民とかいうような、とてもそんなことのできそうに思えない人たちが、これまた同じく義務通りに殺戮をしたり、政治犯収容所において、命令通りにその他の非行を遂行したりしたのであった」(130頁以下)と政治犯収容所における「勤勉なドイツ市民」の犯罪への関与を告発しているが、ヤスパースは1933年にナチスによる迫害を逃れてフランス、アメリカに亡命したユダヤ人哲学者アーレントのこの批判を「パリのサイ的な偽善の口吻」として斥ける権利を主張しているのだろうか。

- 4) モスクワ宣言(Declaration of German Actions from 30.10.1943)の全文は、Ueberschär(Fn. 1), S. 287 f. を参照。
- 5) 東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』(1989年)192頁以下参照。
- 6) ロンドン協定(Londoner Viermächte-Abkommen vom 8. August 1945)の全文は、Lore Maria Peschal-Gutzeit(Hrsg.), Das Nürnberger Juristen-Urteil von 1947, 1996, S.249 ff. を参照。
- 7) ニュルンベルク国際軍事裁判所規則(Statut für den Internationalen Militärgerichtshof)は、Peschel-Gutzeit(Fn. 6), S. 253 ff. 参照。
- 8) Kastner(Fn. 1), S. 44 ff.
- 9) 東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』188頁以下参照。ニュルンベルク国際軍事裁判の過程における連合国間の対立状況については、ブシビルスキ/宮野悦義・稲野強訳『裁かれざるナチス ニュルンベルク裁判とその後』(1981年)51頁以下が詳しい。
- 10) 管理委員会法第10号(Gesetz Nr. 10 Bestrafung von Personen, die sich Kriegsverbrechen, Verbrechen gegen den Frieden oder gegen die Menschlichkeit schuldig gemacht haben)の全文は、Peschel-Gutzeit(Fn. 6), S. 263 ff. 参照。
- 11) ブシビルスキ・前掲書(注9)62頁以下は、ナチスを支援したドイツ金融・産業界の主要戦争犯罪人の訴追が見送られ、さらには国際軍事裁判が継続されなかった背景事情を批判的かつ詳細に跡づけている。法律家裁判で有罪判決を受けた者の「恩赦」は、このよう

な政治過程の延長線上において執り行われたものである。

- 12) 第7司令官令「軍事裁判所の構成と管轄」(Verordnung Nr. 7 Verfassung und Zuständigkeit gewisser Militärgerichte)の全文は、Peschel-Gutzeit, a. a. O. (Fn. 6), S. 269 ff. 参照。
- 13) 12の継続裁判の内容については、Ueberschär, a. a. O. (Fn. 1), S. 73 ff. が詳しい。法律家裁判については、Klaus Kastner, „Der Dolch den Mörders war unter der Robe des Juristen berborgen“—Der Nürnberger Juristenprozeß des Jahres 1947, in: Journal der Juristischen Zeitgeschichte—Zeitschrift für Rechtsgeschichte des 19 bis 21 Jahrhunderts, Jahrgang 1 Heft 3 (Juli 2007), S. 81 ff. (本田稔「クラウス・カストナー『謀殺者の短剣は法律家の法服の下に隠されていた 1947年ニュルンベルク法律家裁判』立命館法学第325号〔2009年〕63頁以下)を参照。医師裁判については、小俣和一郎『ナチス もう一つの大罪』(1995年)170頁以下、ティル・バスチアン/山本啓一訳『恐ろしい医師たち ナチ時代の医師の犯罪』(2005年)115頁以下を参照。継続裁判を全体については、東京裁判ハンドブック編集委員会編『東京裁判ハンドブック』190頁を参照。
- 14) どのような政治的事象であれ、個人の関与を抜きにして論ずることができないことは言うまでもないであろう。個人史に政治的事象を位置付け、そのアクターがドラマをどのように演じたのかを観るならば、統計や史料によって研究的に整理された政治的解説には現れない政治的ドラマの人間臭い側面が浮き彫りになるかもしれない。そこに「アクター」と「私」をつなぎ合わせ、政治的事象の日常性ないし再生可能性を論証できる鍵を見い出せるように思われる。刑法史学は、ナチズムの過去についても、それに奉仕した法律家の側面から考察する必要があるだろう。その一つの試みとして興味深いものに、Michael Förster, Jurist im Dienst des Unrechts—Leben und Werk des ehemaligen Staatssekretärs im Reichsjustizministerium, Franz Schlegelberger (1876-1970), 1995, S. 16. がある。フェルスターは、シュレーゲルベルガーが法律家としての強い野心と出世欲を持っていたこと、それが彼の「身体的劣等感」に起因している可能性があることを指摘しているが、それはナチスに傾倒するきっかけが必ずしもその思想やイデオロギーへの共感に限られないこと、「普通の法律家」でさえもナチスの犯罪に深く関与しえたことを示唆している。ナチス犯罪に対する法律家の共軛関係を分析するにあたって、ゴールドハーゲンのホロコースト研究の方法を「普通の法律家」にも応用することができるように思われる。
- 15) Peschel-Gutzeit, a. a. O. (Fn. 6), S. 41.
- 16) 被告人の経歴については、Kastner (Fn. 13), S. 82 f.; Ersnst Klee, Das Personenlexikon zum Dritten Reich—Wer war was vor und nach 1945?, 2003, ロベルト・S・ヴィスリヒト編/滝川義人訳『ナチス時代ドイツ人名辞典』(2002年)を参考にした。
- 17) 1941年4月23日と24日、「生きるに値しない生命の抹殺」を議論するためにベルリンで帝国最上級法曹会議が開催された。その議長を務めたのがシュレーゲルベルガーであった。会議の参加者には、アンモン、エンゲルト、ラウツ、ネーベルンク、ローテンベルガーら法律家裁判の被告人だけでなく、ヴィクトール・ブラック (Viktor Brack) もいた。ブラックは、ナチ時代に帝国健康指導者代理・総統官房第2局長を務めた医師であり、戦後は医師裁判において「安楽死作戦」(いわゆる「T4」)に関与したかどで戦争犯罪と人道

に対する罪を問われ、死刑に処された。シュレーゲルベルガーが「生きるに値しない生命」の抹殺に対する法的規制の緩和論を説き、ブラックにそれを解禁したのである。ナチの医師は謀殺者であり、法律家は法衣の下に隠し持っていた匕首を彼に与えた影の謀殺者である。この会議の内容については、Helmut Kramer, Gerichtstag halten über uns selbst—Das Verfahren Fritz Bauers zur Beteiligung der Justiz am Anstaltsmord, in: Hanno Loewy, Bettina Winter (Hrsg.), NS-Euthanasie vor Gericht—Fritz Bauer und die Grenzen juristischer Bewältigung, 1996, 84 ff.

- 18) Peschel-Gutzeit, a. a. O. (Fn. 6), S. 56 f.
- 19) Gustav Radbruch, Gesetzliches Unrecht und übergesetzliches Recht, in: Süddeutsche Juristen-Zeitung, 1946, S. 105 ff.
- 20) Peschel-Gutzeit, a. a. O. (Fn. 6), S. 59.
- 21) Peschel-Gutzeit, a. a. O. (Fn. 6), S. 61.
- 22) Peschel-Gutzeit, a. a. O. (Fn. 6), S. 65 f.
- 23) 反ユダヤ主義や反セム主義に基づくユダヤ人の差別と迫害は人道に対する罪を構成するが、それはナチスの戦争犯罪の準備の一環として行われたものである。ヒトラーは『わが闘争』において、ドイツが第1次世界大戦で敗北した最大の原因がドイツ帝国が「ユダヤ人の危険性」を見抜けなかった点に求めている。ヒトラーは、首相就任当時に戦争への意思を固めていたが、危険分子であるどころか、アーリア民族の共同体に同化できないユダヤ人は、彼にとって戦争準備の阻害要因でしかなかった。外国に通じ、ドイツ人の人心を攪乱し、共産主義の原理に基づいて革命を起こしかねないユダヤ人をドイツ社会から排除することは、ヒトラーの戦争準備の不可欠の課題であった。ユダヤ人の迫害から第2次世界大戦に至る歴史過程については、石田勇治『過去の克服—ヒトラー後のドイツ』(2002年)24頁以下を参照。
- 24) Peschel-Gutzeit, a. a. O. (Fn. 6), S. 87.
- 25) Peschel-Gutzeit, a. a. O. (Fn. 6), S. 87.
- 26) Peschel-Gutzeit, a. a. O. (Fn. 6), S. 199 ff. カッツェンベルガー事件判決の全文は、Ilse Staff (Hrsg.), Justiz im Dritten Reich—Eine Dokumentation, 1964, S. 194 ff. に掲載されている。
- 27) Kastner, a. a. O. (Fn. 13), S. 87. (本田・前掲訳77頁以下)
- 28) Klaus Bästlein, Der Nürnberger Juristenprozeß und seine Rezeption in Deutschland, in: Peschel-Gutzeit, a. a. O. (Fn. 6), S. 27 ff.
- 29) アデナウアー政府が実施したナチの戦犯に対する「恩赦」については、石田・前掲書(注23)101頁以下が詳しい。
- 30) Kastner, a. a. O. (Fn. 13), S. 87. (本田・前掲訳77頁)
- 31) Robert M. W. Kempner, Ankläger einer Epoche—Lebenserinnerungen in Zusammenarbeit mit Jorg Friedrich, 1986, S. 287 f. ケンブナー(Robert Maximilian Wasili Kempner)は、1899年10月17日にフライブルク(ブライスガウ)に生まれ、ワイマール時代には検察官および裁判官として従事し、1930年代初頭にナチ党を禁止するため尽くした法律家である。1935年にはゲシュタポに身柄を拘束され、同年イタリアに亡命

ナチスの法律家とその過去の克服（本田）

し、1939年以降はアメリカに移り、司法省の国際法特別顧問になり、戦後はニュルンベルク国際軍事裁判のアメリカ側検察官を務めた（Vgl. Walther Killy und Rudolf Vierhaus, Deutsche Biographische Enzyklopadie, 1999, S. 505）。ケンプナーが裁判官職に就いていた時期の司法大臣は、後に彼と同様にナチスによって追放され、アメリカンおよびイギリスへの亡命を余儀なくされたラートブルフであった。そのラートブルフが、法律家裁判に関してケンプナーに語った「若干の形式張った異議」の内容は、残念ながら明らかではない。

- * 本研究は、平成21年度日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（C））
研究題名「刑法史学におけるナチズムの過去の歴史認識に関する総合的研究」
（研究代表者・本田稔 課題番号20530014）に基づく研究成果の一部である。